

令和 5 年

第 1 回東京都議会定例会議案(1)

令和 5 年 2 月

東京都



古紙/バLP配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

目 次

		頁
第 1 号議案	令和 5 年度東京都一般会計予算	3
第 2 号議案	令和 5 年度東京都特別区財政調整会計予算	41
第 3 号議案	令和 5 年度東京都地方消費税清算会計予算	47
第 4 号議案	令和 5 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算	53
第 5 号議案	令和 5 年度東京都国民健康保険事業会計予算	59
第 6 号議案	令和 5 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算	67
第 7 号議案	令和 5 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算	73
第 8 号議案	令和 5 年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算	79
第 9 号議案	令和 5 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算	87
第10号議案	令和 5 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算	93
第11号議案	令和 5 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算	99
第12号議案	令和 5 年度東京都と場会計予算	105
第13号議案	令和 5 年度東京都都営住宅等事業会計予算	113
第14号議案	令和 5 年度東京都都営住宅等保証金会計予算	123
第15号議案	令和 5 年度東京都都市開発資金会計予算	129
第16号議案	令和 5 年度東京都用地会計予算	135
第17号議案	令和 5 年度東京都公債費会計予算	143
第18号議案	令和 5 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算	151
第19号議案	令和 5 年度東京都工業用水道事業清算会計予算	159
第20号議案	令和 5 年度東京都中央卸売市場会計予算	165

	頁
第21号議案 令和5年度東京都都市再開発事業会計予算	171
第22号議案 令和5年度東京都臨海地域開発事業会計予算	175
第23号議案 令和5年度東京都港湾事業会計予算	181
第24号議案 令和5年度東京都交通事業会計予算	187
第25号議案 令和5年度東京都高速電車事業会計予算	195
第26号議案 令和5年度東京都電気事業会計予算	201
第27号議案 令和5年度東京都水道事業会計予算	205
第28号議案 令和5年度東京都下水道事業会計予算	211

第 1 号 議 案

令和 5 年度東京都一般会計予算

目 次

	頁
予算総則	7
第1号 歳入歳出予算	8
歳入	8
歳出	12
第2号 繰越明許費	18
第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）	23
第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）	37
第4号 都債	38

令和5年度東京都一般会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,041,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の1債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)」による。

2 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の2債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 8

科 目		金 額
款	項	
01 都税		6,200,976,491
	01 都民税	1,819,163,610
	02 事業税	1,512,233,952
	03 繰入地方消費税	768,967,000
	04 不動産取得税	94,105,793
	05 都たばこ税	16,333,650
	06 ゴルフ場利用税	684,501
	07 軽油引取税	38,116,000
	08 自動車税	114,703,347
	09 鉾区税	2,121
	10 固定資産税	1,438,464,838
	11 特別土地保有税	10,000
	12 狩猟税	4,181
	13 事業所税	117,512,390
	14 都市計画税	278,949,327
	15 宿泊税	1,670,601
	16 旧法による税	55,180
02 地方譲与税		67,242,680

	01 石油ガス譲与税	123,986
	02 特別とん譲与税	188,000
	03 航空機燃料譲与税	120,988
	04 地方揮発油譲与税	1,746,880
	05 森林環境譲与税	226,980
	06 自動車重量譲与税	1,037,006
	07 特別法人事業譲与税	63,798,840
03 助成交付金		43,320
	01 国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,320
04 地方特例交付金		7,282,156
	01 地方特例交付金	7,156,545
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	125,611
05 特別交付金		3,152,537
	01 交通安全対策特別交付金	3,152,537
06 分担金及負担金		24,931,418
	01 負担金	24,931,418
07 使用料及手数料		84,576,469
	01 使用料	64,101,748
	02 手数料	20,474,721
08 国庫支出金		388,094,660

科 目		金 額
款	項	
	01 国庫負担金	205,542,337
	02 国庫補助金	174,172,787
	03 委託金	8,379,536
09 財産収入		47,462,666
	01 財産運用収入	23,166,162
	02 財産売却収入	24,296,504
10 寄附金		61,000
	01 寄附金	61,000
11 繰入金		501,608,988
	01 特別会計繰入金	7,969,299
	02 公営企業会計繰入金	10,298,431
	03 基金繰入金	483,341,258
12 諸収入		424,749,615
	01 延滞金及加算金	7,039,170
	02 都預金利子	9,000
	03 貸付金元利収入	224,939,133
	04 受託事業収入	56,874,998
	05 収益事業収入	60,667,676

	06 利子割精算金収入	1
	07 弁償金及報償金	1,164,045
	08 物品売払代金	81,862
	09 雑入	73,973,730
13 都債		290,817,000
	01 都債	290,817,000
14 繰越金		1,000
	01 繰越金	1,000
歳 入 合 計		8,041,000,000

科 目		金 額
款	項	
01 議会費		5,841,000
	01 都議会費	5,841,000
02 総務費		293,685,000
	01 総務管理費	58,478,364
	02 政策企画費	15,050,000
	03 子供政策連携費	3,817,000
	04 スタートアップ・国際金融都市戦略費	16,231,000
	05 デジタルサービス費	44,684,000
	06 区市町村振興費	107,122,840
	07 選挙費	447,000
	08 防災管理費	19,544,045
	09 統計費	2,093,471
	10 会計管理費	3,235,000
	11 人事委員会費	896,000
	12 監査委員費	859,000
	13 建築保全費	12,167,000
	14 退職手当及年金費	9,060,280
03 徴税費		77,203,000

	01 徴税管理費	27,112,000
	02 課税費	13,136,000
	03 徴収費	35,217,000
	04 施設整備費	1,738,000
04 生活文化スポーツ費		59,582,000
	01 生活文化スポーツ費	59,582,000
05 都市整備費		127,418,000
	01 都市整備管理費	7,859,000
	02 都市基盤整備費	16,617,000
	03 市街地整備費	56,986,000
	04 建築行政費	8,036,000
	05 住宅政策費	37,920,000
06 環境費		154,861,000
	01 環境管理費	3,699,000
	02 環境保全費	141,022,000
	03 廃棄物費	10,140,000
07 福祉保健費		1,522,446,000
	01 福祉保健管理費	12,660,000
	02 医療政策費	49,104,000
	03 保健政策費	353,393,000

科 目		金 額
款	項	
	04 生活福祉費	44,919,000
	05 高齢社会対策費	231,731,000
	06 少子社会対策費	480,108,000
	07 障害者施策推進費	224,501,000
	08 健康安全費	20,863,000
	09 都立病院支援費	55,379,000
	10 施設整備費	49,788,000
08 産業労働費		673,326,000
	01 労働委員会費	634,000
	02 産業労働管理費	2,894,000
	03 商工業振興費	569,744,000
	04 農林水産費	30,599,000
	05 労働費	51,756,000
	06 施設整備費	17,699,000
09 土木費		621,902,000
	01 土木管理費	24,521,000
	02 道路橋梁費	400,805,000
	03 河川海岸費	122,105,000

	04 公園霊園費	74,471,000
10 港湾費		106,274,000
	01 港湾管理費	761,000
	02 東京港整備費	82,047,000
	03 島しょ等港湾整備費	23,466,000
11 教育費		896,484,000
	01 教育管理費	39,803,000
	02 小中学校費	485,423,000
	03 高等学校費	150,204,000
	04 特別支援学校費	93,516,000
	05 福利厚生費	1,945,000
	06 退職手当及年金費	26,668,000
	07 教育指導奨励費	38,653,000
	08 社会教育費	10,266,000
	09 施設整備費	50,006,000
12 学務費		243,336,000
	01 東京都公立大学法人支援費	24,251,000
	02 私立学校振興費	218,811,000
	03 育英資金費	274,000
13 警察費		661,775,000

科 目		金 額
款	項	
	01 警察管理費	534,841,536
	02 退職手当及年金費	15,950,259
	03 警察活動費	59,994,328
	04 警察施設費	50,988,877
14 消防費		259,976,000
	01 消防管理費	203,280,000
	02 消防活動費	27,851,000
	03 消防団費	3,943,000
	04 退職手当及年金費	5,081,000
	05 建設費	19,821,000
15 公債費		344,189,000
	01 公債費	344,189,000
16 諸支出金		1,987,702,000
	01 財産費	38,350,000
	02 他会計支出金	1,401,375,980
	03 収用委員会費	392,000
	04 諸費	547,584,020
17 予備費		5,000,000

	01 予備費	5,000,000		
歳	出	合	計	8,041,000,000

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 18

款	項	事業名	金額
02 総務費			228,000
	13 建築保全費		228,000
		1 本庁舎維持管理	228,000
05 都市整備費			6,532,000
	02 都市基盤整備費		589,000
		1 地下高速鉄道建設助成	589,000
	03 市街地整備費		4,990,000
		1 都市防災施設整備事業	55,000
		2 土地区画整理助成	504,000
		3 市街地再開発事業助成	436,000
		4 臨海都市基盤関連街路整備	198,000
		5 都市改造	3,797,000
	05 住宅政策費		953,000
		1 住宅管理事業	11,000
		2 住宅建設事業	872,000
		3 区市町村住宅供給助成	70,000
06 環境費			146,000

	02 環境保全費		146,000
		1 自然公園整備	126,000
		2 小笠原公園整備	20,000
08 産業労働費			1,748,000
	04 農林水産費		1,748,000
		1 農地等整備費補助	422,000
		2 林道整備及び治山事業	418,000
		3 林業労働力対策	67,000
		4 農林災害復旧	841,000
09 土木費			66,685,000
	01 土木管理費		748,000
		1 土木技術支援・人材育成センター	4,000
		2 庁舎整備	105,000
		3 土木補助	560,000
		4 生活再建資金貸付	79,000
	02 道路橋梁費		41,510,000
		1 駐車場管理	295,000
		2 道路維持	30,000
		3 橋梁維持	819,000
		4 道路補修	6,955,000

款	項	事業名	金額
		5 交通安全施設	5,611,000
		6 道路災害防除	976,000
		7 道路整備	2,622,000
		8 街路整備	18,873,000
		9 橋梁整備	5,243,000
		10 小笠原道路整備	86,000
	03 河川海岸費		19,305,000
		1 水防	13,000
		2 河川防災	1,420,000
		3 河川環境整備	325,000
		4 中小河川整備	9,948,000
		5 高潮防御施設	6,154,000
		6 砂防海岸整備	1,332,000
		7 小笠原河川整備	113,000
	04 公園霊園費		5,122,000
		1 公園整備	3,604,000
		2 動物園整備	671,000
		3 霊園葬儀所整備	827,000
		4 小笠原公園整備	20,000

10 港湾費			13,062,000
	02 東京港整備費		10,244,000
		1 港湾施設運営	16,000
		2 海岸保全施設管理	6,000
		3 港湾整備	4,578,000
		4 環境整備	703,000
		5 東京港廃棄物処理場建設	2,553,000
		6 海岸保全施設建設	2,388,000
	03 島しょ等港湾整備費		2,818,000
		1 施設運営	8,000
		2 港湾整備	1,426,000
		3 漁港整備	859,000
		4 海岸保全施設整備	223,000
		5 空港整備	302,000
13 警察費			240,000
	03 警察活動費		240,000
		1 交通安全施設管理	75,000
		2 交通安全施設整備	165,000
14 消防費			4,597,000
	02 消防活動費		4,423,000

款	項	事業名	金額
		1 消防装備整備	4,423,000
	05 建設費		174,000
		1 消防施設整備	174,000
合	計		93,238,000

第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京ベイ e S G プロジェクト業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	100,000
2	東京発国際ネットワーク推進事業業務委託	令 和 6 年 度	10,000
3	子供の事故防止につながる基礎研究事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	82,820
4	子供に関する定点調査委託	令 和 6 年 度	30,000
5	T o k y o I n n o v a t i o n B a s e の整備	令 和 6 年 度	913,152
6	グリーンスタートアップ支援事業業務委託	令 和 6 年 度	80,000
7	金融リテラシー向上支援事業業務委託	令 和 6 年 度	19,000
8	都庁舎警備等業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	3,733,566
9	職員住宅解体工事	令 和 6 年 度	390,271
10	給料等支給明細等配信業務委託	令和 6 年度～令和 9 年度	237,144
11	総務事務センター運營業務委託	令 和 6 年 度	445,667
12	業務改善支援業務委託	令 和 6 年 度	29,909
13	旧人権プラザ分館ポンプ室棟等解体工事	令 和 6 年 度	28,481
14	八丈支庁庁舎改修工事	令 和 6 年 度	108,588
15	八丈支庁職員住宅改修工事	令 和 6 年 度	345,773
16	小笠原支庁庁舎改修工事	令 和 6 年 度	108,533
17	立川地域防災センター等建物管理委託	令 和 6 年 度	16,205
18	災害時都民台帳システムの構築	令 和 6 年 度	240,400
19	東京都立大学晴海キャンパス改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	297,965

番号	事 項	期 間	限 度 額
20	予算計数情報システムの再構築	令和 6 年 度	477,723
21	都庁舎案内等業務委託	令和 6 年 度	213,101
22	都庁舎建物管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	1,336,572
23	都庁舎電話交換業務委託	令和 6 年 度	79,628
24	都庁舎設備改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	2,833,272
25	都庁舎設備改修工事設計委託	令和 6 年 度	53,730
26	都庁舎設備更新工事	令和 6 年 度	113,252
27	公有財産関係事務に関する測量委託	令和 6 年 度	5,460
28	未来型オフィスの整備	令和 6 年度～令和 7 年度	2,656,696
29	ドローン物流サービスの社会実装促進事業業務委託	令和 6 年 度	142,580
30	スマート東京の実現に向けたスマートサービス実装促進プロジェクト事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	1,101,175
31	地域主体推進事例創出支援事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	85,355
32	西新宿先端技術サービス実装促進事業業務委託	令和 6 年 度	420,000
33	衛星通信に関する調査委託	令和 6 年 度	139,768
34	利島情報通信基盤改修工事	令和 6 年 度	1,650,000
35	御蔵島情報通信基盤改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	5,540,000
36	都税事務所電話交換業務委託	令和 6 年 度	93,680
37	都税事務所等建物管理委託	令和 6 年 度	321,900
38	所得税等確定申告書の閲覧等委託	令和 6 年 度	75,090

39	大田都税事務所改築工事	令和 6 年度～令和 7 年度	4,307,882
40	公衆浴場確保浴場融資利差補助	令和 6 年度～令和 25 年度	24,493
41	公衆浴場改善資金利子補給	令和 6 年度～令和 26 年度	105,355
42	東京文化会館改修工事基本設計委託	令和 6 年 度	127,567
43	駒沢オリンピック公園総合運動場改修工事	令和 6 年 度	7,089,366
44	江戸東京博物館昇降機設備改修工事	令和 6 年 度	13,200
45	東京都美術館動力盤インバータ更新工事	令和 6 年 度	24,874
46	東京芸術劇場アトリウム電灯設備改修工事	令和 6 年 度	8,077
47	東京芸術劇場受変電設備補修工事	令和 6 年 度	7,731
48	体育施設等改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	4,797,044
49	旅券発給業務委託	令和 6 年 度	540,698
50	計量検定所建物管理委託	令和 6 年 度	18,897
51	庭園美術館保存・活用に関する調査委託	令和 6 年 度	7,920
52	放射第 3 4 号線改良工事	令和 6 年 度	174,000
53	東京における都市計画道路に関する調査業務委託	令和 6 年 度	80,000
54	特定整備路線等の整備促進に資する移転先整備に向けた調査業務委託	令和 6 年 度	32,300
55	補助第 3 1 5 号線整備工事	令和 6 年 度	264,979
56	白鬚東第三駐車場改修工事	令和 6 年 度	94,702
57	花畑北部地区街路整備工事	令和 6 年 度	104,300
58	六町地区街路整備工事	令和 6 年 度	526,000

番号	事 項	期 間	限 度 額
59	補助第46号線（目黒本町地区）整備工事	令和6年度	81,319
60	補助第46号線（原町・洗足地区）整備工事	令和6年度	67,533
61	晴海五丁目西地区基盤整備工事設計委託	令和6年度	3,030
62	環状第4号線（高輪地区）整備工事	令和6年度	296,208
63	新宿駅直近地区整備工事	令和6年度～令和11年度	8,844,964
64	建設業許可等業務委託	令和6年度～令和7年度	266,613
65	小平合同庁舎改築工事实施設計委託	令和6年度	76,820
66	区市町村住宅建設工事費補助	令和6年度～令和8年度	532,248
67	民間住宅建設資金利子補給	令和6年度～令和27年度	204,493
68	都有施設への再生可能エネルギー発電設備等設置工事	令和6年度	5,335,561
69	土壌汚染対策届出情報システムの構築	令和6年度～令和7年度	763,969
70	工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壌汚染対策支援事業	令和6年度～令和7年度	52,000
71	液化石油ガス充てん容器流出防止補助	令和6年度	271,283
72	ディーゼル車買替促進融資利子及び信用保証料補助	令和6年度～令和12年度	20,599
73	大島公園給水施設改修工事	令和6年度	19,178
74	大島公園海のふるさと村人道橋補修工事	令和6年度	43,960
75	多幸湾公園炊事棟等建築工事	令和6年度	44,152
76	五十人平野営場（仮称）整備工事	令和6年度	111,540
77	中防合同庁舎等設備保守管理委託	令和6年度	75,054

78	消防車両の購入	令和 6 年度～令和 7 年度	128,400
79	第一排水処理場等運転管理委託	令和 6 年度～令和 8 年度	1,903,962
80	中央防波堤外側埋立処分場における通路維持管理委託	令和 6 年 度	894
81	第三排水処理場等設備保守管理委託	令和 6 年 度	3,149
82	中防合同庁舎警備業務委託	令和 6 年 度	9,335
83	中防合同庁舎建物清掃委託	令和 6 年 度	9,998
84	新海面処分場内貯留池等整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	854,000
85	第一排水処理場等耐震補強工事	令和 6 年 度	419,000
86	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	令和 6 年度～令和 35 年度	1,583,955
87	老人保健施設建設資金利子補給	令和 6 年度～令和 35 年度	904
88	自立支援センター北寮（仮称）賃貸借	令和 6 年度～令和 11 年度	998,800
89	民間社会福祉施設建替促進施設設備保守管理委託	令和 6 年 度	15,059
90	社会福祉保健医療研修センター建物管理委託	令和 6 年 度	22,235
91	監察医務院建物管理委託	令和 6 年 度	46,430
92	広尾看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	17,947
93	荏原看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	25,592
94	府中看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	10,901
95	北多摩看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	20,724
96	青梅看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	13,161
97	南多摩看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	27,583

番号	事 項	期 間	限 度 額
98	板橋看護専門学校建物管理委託	令和 6 年 度	37,756
99	立川福祉保健庁舎建物清掃委託	令和 6 年度～令和 8 年度	16,428
100	板橋キャンパス管理委託	令和 6 年 度	6,201
101	東村山キャンパス管理委託	令和 6 年 度	28,893
102	子供家庭総合センター建物管理委託	令和 6 年 度	129,519
103	児童相談センター西部一時保護所建物清掃委託	令和 6 年 度	12,701
104	誠明学園建物管理委託	令和 6 年 度	11,660
105	フォスタリング機関事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	1,055,919
106	事業者情報提供システムの構築	令和 6 年 度	343,540
107	デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業業務委託	令和 6 年 度	30,103
108	障害者福祉会館建物管理委託	令和 6 年 度	48,776
109	北療育医療センター建物管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	297,414
110	北療育医療センター城南分園建物管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	56,234
111	府中療育センター建物管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	1,134,112
112	中部総合精神保健福祉センター建物管理委託	令和 6 年 度	46,184
113	多摩総合精神保健福祉センター建物管理委託	令和 6 年 度	63,497
114	広尾看護専門学校改築工事	令和 6 年度～令和 24 年度	4,508,608
115	島しょ保健所小笠原出張所改築工事	令和 6 年 度	26,518
116	板橋倉庫（仮称）の整備	令和 6 年度～令和 7 年度	687,364

117	大森老人ホーム昇降機設備改修工事	令和 6 年 度	96,919
118	立川児童相談所一時保護所改築工事	令和 6 年 度	398,016
119	八王子児童相談所一時保護所改築工事	令和 6 年 度	24,971
120	練馬児童相談所（仮称）一時保護所の整備	令和 6 年 度	15,037
121	小山児童学園改築工事	令和 6 年 度	30,734
122	北療育医療センター自家発電設備改修工事	令和 6 年 度	11,428
123	東村山福祉園改築工事	令和 6 年 度	242,007
124	八王子福祉園改築工事	令和 6 年度～令和 7 年度	280,622
125	健康安全研究センター無停電電源設備改修工事	令和 6 年 度	57,224
126	動物愛護相談センター改修工事	令和 6 年 度	37,832
127	東京国際展示場改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	24,684,289
128	東京国際フォーラム改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	14,537,164
129	地域間経済交流事業業務委託	令和 6 年 度	21,038
130	成長産業分野の海外展示会出展支援事業業務委託	令和 6 年 度	31,885
131	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	328,749
132	次世代アントレプレナー育成プログラム事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	277,668
133	インキュベーション施設運営業務委託	令和 6 年 度	38,781
134	インキュベーション施設改修工事	令和 6 年 度	42,871
135	女性ベンチャー成長促進事業業務委託	令和 6 年 度	262,273
136	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業	令和 6 年度～令和 7 年度	3,400,000

番号	事 項	期 間	限 度 額
137	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	205,838
138	小中学校向け起業家教育推進事業業務委託	令 和 6 年 度	30,000
139	高校生起業家養成プログラム事業業務委託	令 和 6 年 度	65,450
140	スタートアップ社会実装促進事業業務委託	令 和 6 年 度	206,216
141	行政課題解決型スタートアップ支援事業	令 和 6 年 度	168,000
142	行政課題解決型スタートアップ支援事業業務委託	令 和 6 年 度	38,789
143	開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業業務委託	令 和 6 年 度	272,134
144	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	135,634
145	中小企業等の国際展開の推進事業業務委託	令 和 6 年 度	121,115
146	災害復旧資金融資等利子補給	令和 6 年度～令和 20 年度	10,613
147	大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業業務委託	令 和 6 年 度	70,180
148	金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業	令和 6 年度～令和 7 年度	220,000
149	中央防波堤におけるグリーン水素の製造・利活用設備整備工事	令 和 6 年 度	600,000
150	デジタルトランスフォーメーションによる観光データ活用等支援事業業務委託	令 和 6 年 度	50,000
151	農地等整備費補助	令 和 6 年 度	112,000
152	就農準備支援施設（仮称）整備工事	令 和 6 年 度	352,000
153	多様な担い手育成支援施設（仮称）整備工事	令 和 6 年 度	161,000
154	農業経営収入保険保険料補助	令 和 6 年 度	16,575
155	農業近代化資金利子補給	令和 6 年度～令和 24 年度	19,941

156	青梅合同庁舎建物管理委託	令和 6 年 度	17,825
157	林道整備工事	令和 6 年 度	61,135
158	治山工事	令和 6 年 度	97,920
159	区市町村施設木造化工事費等補助	令和 6 年 度	34,260
160	林業近代化資金利子補給	令和 6 年度～令和 20 年度	1,934
161	デジタルトランスフォーメーションによる漁船操業情報収集事業	令和 6 年 度	51,620
162	持続可能な網漁業の推進事業業務委託	令和 6 年 度	8,874
163	漁業共済共済掛金補助	令和 6 年 度	22,000
164	漁業近代化資金利子補給	令和 6 年度～令和 28 年度	62,928
165	林道災害復旧工事	令和 6 年 度	33,660
166	治山施設災害復旧工事	令和 6 年 度	73,440
167	林地荒廃復旧工事	令和 6 年 度	61,200
168	職業能力開発センター訓練等業務委託	令和 6 年 度	336,600
169	再就職促進訓練等業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	3,264,580
170	産業貿易センター台東館改修工事	令和 6 年 度	105,378
171	城東地域中小企業振興センター改修工事	令和 6 年 度	1,120,264
172	島しょ農林水産総合センター八丈事業所改築工事設計委託	令和 6 年 度	43,843
173	農林総合研究センター青梅庁舎改築工事実施設計委託	令和 6 年度～令和 7 年度	85,457
174	農林総合研究センター立川庁舎改築工事実施設計委託	令和 6 年度～令和 7 年度	137,536
175	小笠原亜熱帯農業センター改築工事	令和 6 年 度	183,417

番 号	事 項	期 間	限 度 額
176	城南職業能力開発センター大田校改築工事	令和 6 年度～令和 7 年度	4,946,234
177	城東職業能力開発センター江戸川校改修工事	令 和 6 年 度	19,352
178	多摩職業能力開発センター八王子校改修工事	令 和 6 年 度	171,985
179	土木管理に伴う調査設計等委託	令 和 6 年 度	395,451
180	建設事務所等整備工事	令 和 6 年 度	672,765
181	庁舎整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年度～令和 7 年度	52,227
182	建設事務所等整備に伴う仮庁舎賃貸借	令和 6 年度～令和 9 年度	512,039
183	建設事務所等移転に伴う備品等購入	令 和 6 年 度	247,532
184	道路整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	3,642,600
185	道路整備に伴う調査設計等委託	令 和 6 年 度	1,096,000
186	街路整備工事	令和 6 年度～令和 8 年度	9,700,402
187	街路整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年度～令和 7 年度	3,365,000
188	橋梁整備工事	令和 6 年度～令和 8 年度	8,506,860
189	橋梁長寿命化工事	令和 6 年度～令和 7 年度	6,250,619
190	橋梁整備に伴う調査設計等委託	令 和 6 年 度	2,140,610
191	小笠原道路整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	444,600
192	小笠原道路整備に伴う調査設計等委託	令 和 6 年 度	70,000
193	駐車場改修工事	令 和 6 年 度	203,748
194	道路維持に伴う調査設計等委託	令 和 6 年 度	10,187,525

195	橋梁維持工事	令和 6 年 度	2,277,670
196	道路補修工事	令和 6 年 度	15,890,582
197	道路補修に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	396,520
198	交通安全施設工事	令和 6 年 度	4,706,154
199	電線共同溝設置工事	令和 6 年度～令和 7 年度	2,460,056
200	交通安全施設整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	545,040
201	道路災害防除工事	令和 6 年 度	2,988,680
202	道路災害防除に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	584,460
203	河川維持に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	361,996
204	河川防災工事	令和 6 年 度	4,167,500
205	河川防災に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	508,000
206	河川環境整備工事	令和 6 年 度	723,300
207	河川環境整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	25,700
208	中小河川整備工事	令和 6 年度～令和 10 年度	19,758,000
209	中小河川整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	1,403,300
210	高潮防御施設整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	5,948,500
211	高潮防御施設耐震・耐水対策工事	令和 6 年度～令和 7 年度	13,208,000
212	高潮防御施設整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	636,800
213	砂防海岸整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	2,418,000
214	砂防海岸整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	926,200

番号	事 項	期 間	限 度 額
215	小笠原河川整備工事	令和 6 年 度	301,500
216	公園管理に伴う調査設計等委託	令和 6 年 度	417,322
217	公園整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	8,122,800
218	公園整備に伴う調査設計等委託	令和 6 年度～令和 9 年度	4,658,500
219	動物園整備工事	令和 6 年 度	1,351,100
220	霊園葬儀所整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	2,472,940
221	東京港管理委託	令和 6 年 度	77,814
222	港湾振興促進委託	令和 6 年 度	34,500
223	ふ頭運営委託	令和 6 年度～令和 7 年度	357,500
224	東京ヘリポート運営委託	令和 6 年 度	100,753
225	臨港道路等管理委託	令和 6 年 度	1,164,968
226	水門・排水機場等管理委託	令和 6 年 度	154,894
227	ふ頭建設整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	10,336,400
228	岸壁・道路改修等工事	令和 6 年 度	1,219,485
229	海上公園整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	3,211,360
230	運河しゅんせつ工事	令和 6 年 度	44,000
231	中央防波堤外側廃棄物埋立護岸耐震補強工事	令和 6 年 度	1,012,937
232	新海面処分場整備工事	令和 6 年 度	6,400,540
233	防潮堤耐震化等整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	5,914,595

234	内部護岸等整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	2,069,960
235	島しょ等空港施設運営委託	令和 6 年 度	132,236
236	島しょ港湾岸壁等整備工事	令和 6 年 度	4,121,140
237	島しょ漁港防波堤等整備工事	令和 6 年度～令和 7 年度	3,029,660
238	島しょ港湾海岸保全施設整備工事	令和 6 年 度	217,200
239	島しょ等空港整備工事	令和 6 年 度	1,546,233
240	採用試験運営業務委託	令和 6 年 度	17,000
241	都立学校校舎等新改築工事	令和 6 年度～令和 10 年度	22,102,475
242	都立学校給食調理等業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	2,812,850
243	区部ユース・プラザ運営等事業	令和 6 年度～令和 10 年度	4,419,803
244	都立高等学校海外留学等支援業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	1,234,092
245	都立学校生徒用端末整備業務委託	令和 6 年 度	192,630
246	都立特別支援学校スクールバスの運行	令和 6 年度～令和 10 年度	6,977,776
247	問題作成等業務委託	令和 6 年 度	16,236
248	教職員人事給与システム用備品賃貸借	令和 6 年 度	19,571
249	都立学校授業料等徴収システムの再構築	令和 6 年度～令和 7 年度	246,432
250	メンタルヘルス対策業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	143,844
251	都立学校等建物管理委託	令和 6 年 度	391,305
252	教職員住宅建築工事	令和 6 年 度	904,570
253	警察署庁舎等建物管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	322,841

番 号	事 項	期 間	限 度 額
254	警察ヘリコプター備品賃貸借	令和 6 年度～令和 14 年度	293,496
255	人事・給与システムの構築	令和 6 年度～令和 7 年度	2,263,074
256	警察ヘリコプターの更新	令和 6 年度～令和 7 年度	2,904,651
257	運転免許証更新等業務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	4,155,608
258	放置車両確認等事務委託	令和 6 年度～令和 8 年度	15,775,200
259	パーキングメーター等撤去及び設置工事	令 和 6 年 度	32,453
260	交通信号施設等整備工事	令 和 6 年 度	1,445,970
261	道路標識の整備	令 和 6 年 度	59,197
262	組織犯罪対策関連システムの構築	令 和 6 年 度	610,199
263	警察署庁舎等新改築工事	令和 6 年度～令和 8 年度	8,954,452
264	消防署・出張所等建物管理委託	令 和 6 年 度	336,350
265	指令管制システムの更新	令和 6 年度～令和 9 年度	20,585,162
266	消防・救急デジタル無線設備の更新	令和 6 年度～令和 8 年度	4,838,962
267	消防署・出張所等新改築工事	令和 6 年度～令和 7 年度	6,478,214
合 計			427,713,442

第 3 号の 2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	私立学校教育振興資金融資損失補償	令和 5 年度～令和 26 年度	5,174,502
2	私立高等学校等入学支度金貸付損失補償	令和 5 年度～令和 9 年度	248,909
3	東京信用保証協会保証債務履行損失補助	令和 5 年度～令和 13 年度	—
4	地域の金融機関連携融資損失補償	令和 5 年度～令和 23 年度	50,960,000
5	動産・債権担保融資損失補償	令和 5 年度～令和 23 年度	38,400,000
6	農業災害資金融資等損失補償	令和 5 年度～令和 22 年度	50,000
合 計			94,833,411

第 4 号 都債

(単位 千円)

38

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	デジタルサービス費	1,155,000	
2	生活文化スポーツ施設整備費	159,000	
3	東京都住宅供給公社負担金	1,646,000	
4	気候変動対策費	7,119,000	
5	自然保護対策費	1,999,000	
6	災害援護資金貸付金	3,000	
7	福祉保健施設整備費	9,816,000	
8	産業労働施設整備費	3,075,000	
9	道路橋梁整備費	150,108,000	
10	河川海岸整備費	67,020,000	
11	公園等整備費	15,376,000	
12	東京港整備費	3,313,000	
13	東京港海岸保全費	7,194,000	

14	東京港埠頭株式会社貸付金	862,000	
15	島しょ等港湾整備費	3,428,000	
16	都立学校整備費	14,639,000	
17	社会教育施設等整備費	7,000	
18	大学施設整備費	19,000	
19	私立学校振興費	87,000	
20	警察施設整備費	3,027,000	
21	消防施設整備費	765,000	
合 計		290,817,000	

第 2 号 議 案

令和 5 年度東京都特別区財政調整会計予算

令和5年度東京都特別区財政調整会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都特別区財政調整会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,194,417,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

44

科 目		金 額
款	項	
01 繰入金		1,194,416,980
	01 一般会計繰入金	1,194,416,980
02 諸収入		10
	01 都預金利子	10
03 繰越金		10
	01 繰越金	10
歳 入	合 計	1,194,417,000

科 目		金 額
款	項	
01 特別区交付金		1,194,417,000
	01 特別区財政調整交付金	1,194,417,000
歳 出 合 計		1,194,417,000

第 3 号 議 案

令和 5 年度東京都地方消費税清算会計予算

令和5年度東京都地方消費税清算会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都地方消費税清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入2,877,737,000千円、歳出2,583,344,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 50

科 目		金 額
款	項	
01	地方消費税	2,074,049,000
	01 地方消費税	2,074,049,000
02	諸収入	525,661,000
	01 地方消費税清算金収入	525,660,000
	02 都預金利子	1,000
03	繰越金	278,027,000
	01 繰越金	278,027,000
歳 入 合 計		2,877,737,000

This image shows a completely blank white rectangular area enclosed within a thin black border. There are no markings, text, or illustrations present on the page.

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 地方消費税清算費		2,583,344,000
	01 地方消費税清算費	2,583,344,000
歳 出 合 計		2,583,344,000
歳入歳出差引残額		294, 393, 000千円

第 4 号 議 案

令和 5 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

令和5年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 56

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	8,562
	01 貸付金元利収入	8,562
02	諸収入	200
	01 都預金利子	199
	02 雑入	1
03	繰越金	363,238
	01 繰越金	363,238
歳 入 合 計		372,000

A large, empty rectangular box with a black border, occupying the majority of the page below the header. It is positioned centrally and takes up most of the vertical space, leaving only a narrow margin at the bottom. The box is completely blank, with no text or graphics inside.

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		372,000
	01 貸付費	372,000
歲 出 合 計		372,000

第 5 号 議 案

令和 5 年度東京都国民健康保険事業会計予算

令和5年度東京都国民健康保険事業会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1, 144, 687, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

62

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		460,906,554
	01 負担金	460,906,554
02 国庫支出金		307,882,775
	01 国庫負担金	269,968,637
	02 国庫補助金	37,914,138
03 療養給付費等交付金		2
	01 療養給付費等交付金	2
04 前期高齢者交付金		252,317,087
	01 前期高齢者交付金	252,317,087
05 共同事業交付金		3,418,325
	01 共同事業交付金	3,418,325
06 財産収入		2,157
	01 財産運用収入	2,157
07 繰入金		97,955,449
	01 繰入金	97,955,449
08 諸収入		1,622,234
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	1

	03 雑入	1,622,232
09 繰越金		20,582,417
	01 繰越金	20,582,417
歳入合計		1,144,687,000

第 2 号 債務負担行為（物件購入契約等）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	特定健康診査データを活用した健康保持増進事業業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	62,810

第 6 号 議 案

令和 5 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

令和5年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,489,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 70

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		3,508,960
	01 返還金	3,503,065
	02 利子収入	4,529
	03 契約違約金	1,366
02 繰入金		147,103
	01 一般会計繰入金	147,103
03 諸収入		11
	01 都預金利子	10
	02 雑入	1
04 繰越金		2,832,926
	01 繰越金	2,832,926
歳 入 合 計		6,489,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		6,489,000
	01 貸付費	6,489,000
歳 出 合 計		6,489,000

第 7 号 議 案

令和 5 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

令和5年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,339,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

76

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		23,000
	01 財産運用収入	23,000
02 繰入金		3,315,994
	01 基金繰入金	3,315,994
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,339,000

歲出

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,339,000
	01 扶養年金費	3,339,000
歲 出 合 計		3,339,000

第 8 号 議 案

令和 5 年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構
貸付等事業会計予算

令和5年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,101,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

82

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		8,631,969
	01 公債費負担金	7,503,868
	02 施設整備費負担金	1,128,101
02 繰入金		32,030
	01 繰入金	32,030
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 都債		6,437,000
	01 都債	6,437,000
歳 入	合 計	15,101,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付等事業費		15,101,000
	01 貸付等事業費	15,101,000
歳 出 合 計		15,101,000

第 2 号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 84

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	大塚病院改修工事	令和 6 年 度	6,575,302
2	荏原病院空調設備改修工事	令和 6 年 度	356,245
3	荏原病院熱源機器設備等改修工事	令和 6 年 度	287,327
合 計			7,218,874

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	貸付等事業費	6,437,000	(3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
			本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 9 号 議 案

令和 5 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

令和5年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ514,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 90

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		395,100
	01 貸付金元利収入	395,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		24,000
	01 一般会計繰入金	24,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 都債		80,000
	01 都債	80,000
05 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳 入	合 計	514,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		514,000
	01 助成費	514,000
歳 出	合 計	514,000

第 2 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	普通貸借の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。
1	中小企業設備導入等資金	80,000	(3) 利率 年5.35%以内
			(4) 償還の方法 独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。

第 1 0 号 議 案

令和 5 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

令和5年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 96

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		1,517
	01 貸付金元金収入	1,516
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		48,485
	01 繰越金	48,485
歳 入	合 計	51,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		51,000
	01 助成費	51,000
歲 出 合 計		51,000

第 1 1 号 議 案

令和 5 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

令和5年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 102

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		6,701
	01 貸付金元金収入	6,700
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		40,301
	01 繰越金	40,301
歳 入	合 計	48,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歲 出 合 計		48,000

第 1 2 号 議 案

令和 5 年度東京都と場会計予算

令和５年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和５年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１９９，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第２号債務負担行為（工事請負契約）」による。

（都債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３号都債」による。

令和５年２月１５日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 108

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,343,158
	01 使用料	1,342,928
	02 手数料	230
02 繰入金		3,682,000
	01 一般会計繰入金	3,682,000
03 諸収入		55,841
	01 都預金利子	3
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	55,837
04 都債		1,118,000
	01 都債	1,118,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入	合 計	6,199,000

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		6,199,000
	01 と場事業費	6,199,000
歳 出 合 計		6,199,000

第2号 債務負担行為（工事請負契約）

（単位 千円） 110

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	大動物Cライン空調設備改修工事	令 和 6 年 度	461,000
2	大動物Cライン機械設備輸出対策工事	令 和 6 年 度	291,000
3	大動物Cラインと畜設備改修工事	令 和 6 年 度	43,000
4	水処理センター原水槽改修工事	令 和 6 年 度	145,000
合 計			940,000

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法	
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。	
1	と場事業費	1,118,000	(3) 利率	年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内
			(4) 償還の方法	起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他	ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
				イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
				ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
				本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
				エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
				オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 3 号 議 案

令和 5 年度東京都都営住宅等事業会計予算

令和5年度東京都都営住宅等事業会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,889,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 116

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		270,875
	01 負担金	270,875
02 使用料及手数料		66,977,279
	01 使用料	66,976,891
	02 手数料	388
03 国庫支出金		32,783,577
	01 国庫負担金	32,251,080
	02 国庫補助金	532,497
04 財産収入		2,450,269
	01 財産運用収入	2,450,269
05 繰入金		27,601,610
	01 一般会計繰入金	26,010,547
	02 特別会計繰入金	1,500,000
	03 公営企業会計繰入金	91,063
06 諸収入		5,088,389
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	655,732
	03 雑入	4,432,607

07 都債		32,717,000		
	01 都債	32,717,000		
08 繰越金		1		
	01 繰越金	1		
歳	入	合	計	167,889,000

(単位 千円) 118

科 目		金 額
款	項	
01 都営住宅等事業費		167,889,000
	01 都営住宅等事業費	167,889,000
歳 出 合 計		167,889,000

第 2 号 繰越明許費

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			16,536,000
	01 都営住宅等事業費		16,536,000
		1 住宅管理事業	263,000
		2 住宅建設事業	16,273,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 120

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	都営住宅等営繕工事	令和 6 年度～令和 7 年度	1,319,610
2	公営住宅建設工事	令和 6 年度～令和 8 年度	51,312,235
3	都営住宅耐震改修工事	令和 6 年度～令和 7 年度	1,857,000
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和 6 年度～令和 8 年度	789,690
合 計			55,278,535

第 4 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
1	都営住宅等事業費	32,717,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 4 号 議 案

令和 5 年度東京都都営住宅等保証金会計予算

令和5年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,362,000千円、歳出2,167,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 126

科 目		金 額
款	項	
01 保証金収入		731,000
	01 住宅保証金収入	628,000
	02 定期借地権保証金収入	103,000
02 繰入金		1,554,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,554,000
03 諸収入		1,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	100
04 繰越金		8,076,000
	01 繰越金	8,076,000
歳 入 合 計		10,362,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 返還金		667,000
	01 住宅保証金返還金	666,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02 繰出金		1,500,000
	01 繰出金	1,500,000
歳 出 合 計		2,167,000
歳入歳出差引残額		8, 195, 000千円

第 1 5 号 議 案

令和 5 年度東京都都市開発資金会計予算

令和5年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7, 1 1 5, 0 0 0千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 132

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		6,110,191
	01 財産運用収入	13,916
	02 財産売却収入	6,096,275
02 繰入金		4,250
	01 一般会計繰入金	4,250
03 諸収入		558
	01 都預金利子	558
04 都債		1,000,000
	01 都債	1,000,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		7,115,000

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		7,115,000
	01 用地費	7,115,000
歲 出 合 計		7,115,000

第 2 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 普通貸借の方法により政府から起債する。 (3) 利率 年8. 5 %以内 (4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。 (5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都市開発用地費	1,000,000	

第 1 6 号 議 案

令和 5 年度東京都用地会計予算

令和5年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,158,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 138

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		2,054,810
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	2,054,809
02 繰入金		251,000
	01 一般会計繰入金	251,000
03 諸収入		342
	01 都預金利子	342
04 都債		9,959,000
	01 都債	9,959,000
05 繰越金		3,892,848
	01 繰越金	3,892,848
歳 入 合 計		16,158,000

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		16,158,000
	01 用地買收費	16,158,000
歲 出 合 計		16,158,000

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 140

款	項	事業名	金額
01 用地費			312,000
	01 用地買収費		312,000
		1 公共用地先行取得	312,000

第3号 債務負担行為（物件購入契約等）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令和6年度	45,061

第 4 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
1	公共用地先行取得費	9,959,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 7 号 議 案

令和 5 年度東京都公債費会計予算

令和5年度東京都公債費会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1, 105, 470, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円) 146

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		1,315,212
	01 財産運用収入	1,315,212
02 繰入金		949,840,184
	01 繰入金	949,840,184
03 諸収入		541,604
	01 都預金利子	803
	02 雑入	540,801
04 都債		153,773,000
	01 都債	153,773,000
歳 入 合 計		1,105,470,000

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,105,470,000
	01 公債費	1,105,470,000
歲 出 合 計		1,105,470,000

第 2 号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円) 148

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 5 年度～令和 45 年度	—

第3号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
1	一般会計借換資	132,261,000	(3) 利率
2	都営住宅等事業会計借換資	21,512,000	年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
合 計		153,773,000	(4) 償還の方法
			起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他
			ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 8 号 議 案

令和 5 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

令和5年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,219,915千円、歳出1,584,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円) 154

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		18
	01 手数料	18
02 繰入金		874,533
	01 公営企業会計繰入金	874,533
03 諸収入		7,523
	01 都預金利子	3
	02 雑入	7,520
04 繰越金		2,337,841
	01 繰越金	2,337,841
歳 入 合 計		3,219,915

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		1,584,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,584,000
歳 出 合 計		1,584,000
歳入歳出差引残額 1, 635, 915千円		

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 156

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			285,000
	01 臨海都市基盤整備費		285,000
		1 臨海都市基盤整備	285,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	豊洲地区整備工事	令和6年度	329,418

第 1 9 号 議 案

令和 5 年度東京都工業用水道事業清算会計予算

令和5年度東京都工業用水道事業清算会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都工業用水道事業清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入27,655,686千円、歳出23,206,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 162

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1
	01 手数料	1
02 財産収入		3,301,000
	01 財産運用収入	1,000
	02 財産売払収入	3,300,000
03 諸収入		6,115
	01 都預金利子	1,000
	02 受託事業収入	2,000
	03 物品売払代金	1,803
	04 雑入	1,312
04 引継金		24,348,570
	01 引継金	24,348,570
歳 入 合 計		27,655,686

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 工業用水道事業清算費		23,206,000
	01 工業用水道事業清算費	23,206,000
歳 出 合 計		23,206,000
歳入歳出差引残額		4, 449, 686千円

第 2 0 号 議 案

令和 5 年度東京都中央卸売市場会計予算

令和５年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第１条 令和５年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 年間取扱数量及び金額

水産物	５０２，０００ｔ	５，３０２億円
青果物	１，７４７，０００ｔ	７，４５５億円
畜産物	７８，０００ｔ	１，１９１億円
花き	１，１８４，０００千本	９３９億円

２ 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	１５３，４５１㎡
仲卸業者売場	３９，８８６㎡
事務所	１１５，８３４㎡
その他	３８８，２７０㎡

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 市場事業収益	２３，４０３，０００千円
第１項 営業収益	１８，２２２，８７５千円
第２項 営業外収益	５，１８０，１２５千円
収入合計	２３，４０３，０００千円

支出

第１款 市場事業費	４３，５２６，０００千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	33,891,444千円
第2項 営業外費用	2,950,317千円
第3項 特別損失	6,683,239千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	43,526,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,467,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	28,000千円
第1項 国庫補助金	28,000千円
収入合計	28,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	45,495,000千円
第1項 建設改良費	5,628,457千円
第2項 企業債償還金	39,848,000千円
第3項 投資	9,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	45,495,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市場管理運営事業	令和6年度～令和8年度	6,204,000千円
中央卸売市場経営強靱化推進事業	令和6年度	36,000千円
旧築地市場解体工事	令和6年度～令和7年度	718,000千円

市場建設改良事業

令和6年度～令和7年度

4,481,000千円

合 計

11,439,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,107,000千円である。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 1 号 議 案

令和 5 年度東京都都市再開発事業会計予算

令和5年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事 483,707千円

公共施設工事 20,110千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益 65,165千円

第1項 営業外収益 65,165千円

収入合計 65,165千円

支出

第1款 都市再開発事業費用 10,000千円

第1項 営業費用 8,689千円

第2項 営業外費用 1,311千円

支出合計 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,576千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 2,936,424千円

第1項	一般会計負担金	960千円
第2項	公営企業会計負担金	1,959,000千円
第3項	国庫補助金	620,090千円
第4項	都市再開発事業収入	160,944千円
第5項	雑収入	195,430千円
	収入合計	2,936,424千円

支出

第1款	資本の支出	2,944,000千円
第1項	都市再開発事業費	2,938,597千円
第2項	国庫補助金返還金	5,403千円
	支出合計	2,944,000千円

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 2 号 議 案

令和 5 年度東京都臨海地域開発事業会計予算

令和5年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	6, 0 8 7 m ²
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1, 5 4 4, 1 5 3 m ²
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		2, 7 2 5, 0 0 0 千円
環境整備事業		1, 0 0 0 千円
道路橋梁整備事業		1, 0 0 0 千円
埋立改良事業		1, 6 1 9, 0 0 0 千円
臨海副都心建設事業		5, 7 5 8, 0 0 0 千円
臨海副都心改良事業		1, 0 4 0, 0 0 0 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	1 6, 3 4 7, 0 0 0 千円
第1項 営業収益	1 3, 5 0 3, 9 7 5 千円
第2項 営業外収益	2, 8 4 3, 0 1 5 千円
第3項 特別利益	1 0 千円
収入合計	1 6, 3 4 7, 0 0 0 千円

支出

第1款 開発事業費用	1 4, 8 9 2, 0 0 0 千円
------------	----------------------

第1項 営業費用	5, 1 9 3, 0 0 0千円
第2項 営業外費用	1, 1 9 9, 2 3 0千円
第3項 特別損失	8, 4 9 9, 7 7 0千円
支出合計	1 4, 8 9 2, 0 0 0千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12, 816, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	7, 0 0 0千円
第1項 雑収入	7, 0 0 0千円
収入合計	7, 0 0 0千円

支出

第1款 資本的支出	1 2, 8 2 3, 0 0 0千円
第1項 埋立事業費	1 2, 8 2 3, 0 0 0千円
支出合計	1 2, 8 2 3, 0 0 0千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事業	令和6年度	2 1 4, 0 0 0千円
埋立地造成事業	令和6年度	6, 4 5 0, 0 0 0千円
埋立改良事業	令和6年度	3, 5 2 2, 0 0 0千円
埋立諸事業	令和6年度	7, 0 0 0千円
臨海副都心建設事業	令和6年度	2, 6 3 3, 0 0 0千円
臨海副都心改良事業	令和6年度	1, 5 4 2, 0 0 0千円
臨海副都心諸事業	令和6年度	4 3 1, 0 0 0千円

合 計

14,799,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は18,320千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 3 号 議 案

令和 5 年度東京都港湾事業会計予算

令和5年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747m ²

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	2,914,767千円
港湾施設改良事業	1,147,633千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,869,000千円
第1項 営業収益	4,334,309千円
第2項 営業外収益	534,681千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,869,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,079,000千円
第1項 営業費用	3,816,000千円
第2項 営業外費用	262,990千円

第3項 特別損失 10千円

支出合計 4,079,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,335,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 457,000千円

第1項 企業債 456,000千円

第2項 雑収入 1,000千円

収入合計 457,000千円

支出

第1款 資本的支出 4,792,000千円

第1項 建設改良費 4,062,400千円

第2項 投資 729,600千円

支出合計 4,792,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理運営事業	令和6年度	390,000千円
港湾施設の撤去	令和6年度	2,386,000千円
港湾施設整備事業	令和6年度	3,436,000千円
港湾施設改良事業	令和6年度	480,000千円
合 計		6,692,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

東京港埠頭株式会社貸付金

456,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は720千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 4 号 議 案

令和 5 年度東京都交通事業会計予算

令和５年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第１条 令和５年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	１，４５８両	４３，２２８千km	２１２，１６９千人	５７９，６９７人
乗合	１，４５３両	４２，９５６千km	２１１，８２５千人	５７８，７５７人
貸切	５両	２７２千km	３４４千人	９４０人
軌道事業	３３両	１，４６６千km	１６，６８７千人	４５，５９３人
新交通事業	１００両	８，１５２千km	３０，７２８千人	８３，９５６人
懸垂電車事業	０両	０千km	０千人	０人

(収益的收入及び支出)

第３条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款	自動車運送事業収益	４４，０５４，０００千円
第１項	営業収益	４２，１６５，０００千円
第２項	営業外収益	１，８８９，０００千円
第２款	軌道事業収益	７，６２４，０００千円
第１項	営業収益	３，０８９，０００千円
第２項	営業外収益	４，５３５，０００千円
第３款	新交通事業収益	８，１９０，０００千円
第１項	営業収益	６，３３４，０００千円
第２項	営業外収益	１，８５６，０００千円

収入合計	59,868,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業費	46,702,000千円
第1項 営業費用	44,721,000千円
第2項 営業外費用	1,961,000千円
第3項 特別損失	20,000千円
第2款 軌道事業費	7,817,000千円
第1項 営業費用	3,274,000千円
第2項 営業外費用	4,543,000千円
第3款 新交通事業費	8,996,000千円
第1項 営業費用	6,952,000千円
第2項 営業外費用	2,044,000千円
支出合計	63,515,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,217,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入	
第1款 自動車運送事業資本的収入	5,620,000千円
第1項 企業債	5,504,000千円
第2項 一般会計補助金	13,379千円
第3項 財産収入	45,160千円
第4項 雑収入	57,461千円
第2款 軌道事業資本的収入	179,000千円
第1項 企業債	179,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	5,660,000千円

第1項 企業債	4,956,000千円
第2項 一般会計出資金	704,000千円
収入合計	11,459,000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	7,821,000千円
第1項 建設改良費	5,621,000千円
第2項 企業債償還金	2,200,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	179,000千円
第1項 建設改良費	179,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	6,676,000千円
第1項 建設改良費	3,524,000千円
第2項 企業債償還金	3,152,000千円
支出合計	14,676,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和6年度	776,000千円
軌道改良事業	令和6年度	325,000千円
軌道補修事業	令和6年度	14,000千円
軌道受託工事	令和6年度～令和8年度	6,524,000千円
新交通改良事業	令和6年度～令和9年度	2,950,000千円
新交通補修事業	令和6年度～令和7年度	719,000千円
合 計		11,308,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	8, 5 0 3, 0 0 0 千円
借換資	2, 1 3 6, 0 0 0 千円
合 計	1 0, 6 3 9, 0 0 0 千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第 1 号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第 1 号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第 1 号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は 1 3, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1, 347, 379千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は403, 000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
車 両	乗合自動車	80両

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 5 号 議 案

令和 5 年度東京都高速電車事業会計予算

令和５年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第１条 令和５年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 期首在籍車両数	１，２５２両
２ 年間走行距離	１２７，５６２千km
３ 年間輸送人員	８４３，７９５千人
４ 一日平均輸送人員	２，３０５，４５１人
５ 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	２０，０００，０００千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 高速電車事業収益	１６２，８１３，０００千円
第１項 営業収益	１４４，２６１，０００千円
第２項 営業外収益	１８，５５２，０００千円
収入合計	１６２，８１３，０００千円

支出

第１款 高速電車事業費	１６２，０７３，０００千円
第１項 営業費用	１５２，７２１，０００千円
第２項 営業外費用	９，３５２，０００千円
支出合計	１６２，０７３，０００千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,705,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款	高速電車事業資本的収入	56,938,000千円
第1項	企業債	24,000,000千円
第2項	一般会計出資金	14,022,000千円
第3項	国庫補助金	2,069,447千円
第4項	一般会計補助金	2,299,385千円
第5項	有価証券償還金収入	14,500,000千円
第6項	雑収入	47,168千円
	収入合計	56,938,000千円

支出

第1款	高速電車事業資本的支出	109,643,000千円
第1項	建設改良費	72,700,000千円
第2項	企業債償還金	24,913,000千円
第3項	投資	12,000,000千円
第4項	雑支出	30,000千円
	支出合計	109,643,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和6年度～令和9年度	33,973,000千円
地下鉄補修事業	令和6年度～令和7年度	6,720,000千円
地下鉄受託工事	令和6年度～令和7年度	531,000千円
合 計		41,224,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業

24,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は42,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は8, 500, 385千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3, 376, 000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
工作物	地下鉄施設	一 式

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 6 号 議 案

令和 5 年度東京都電気事業会計予算

令和5年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	106,825MWh
3 一日平均販売電力量	291,872kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,237,000千円
第1項 営業収益	1,213,000千円
第2項 営業外収益	24,000千円
収入合計	1,237,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,475,000千円
第1項 営業費用	1,328,000千円
第2項 営業外費用	147,000千円
支出合計	1,475,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	130,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	130,000千円
支出合計	130,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和6年度	693,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 7 号 議 案

令和 5 年度東京都水道事業会計予算

令和5年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 5 5 5, 5 0 0, 0 0 0 m ³
2 一日平均配水量	4, 2 5 0, 0 0 0 m ³
3 給水件数	7, 9 2 6, 0 0 0 件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	1 9, 4 0 0, 0 0 0 千円
送配水施設整備事業	1 5 2, 4 0 0, 0 0 0 千円
給水設備整備事業	1 1, 2 0 0, 0 0 0 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3 7 8, 8 6 3, 0 0 0 千円
第1項 営業収益	3 6 3, 2 2 3, 0 0 0 千円
第2項 営業外収益	1 4, 7 2 9, 0 0 0 千円
第3項 特別利益	9 1 1, 0 0 0 千円
収入合計	3 7 8, 8 6 3, 0 0 0 千円

支出

第1款 水道経営費	3 7 3, 5 6 4, 0 0 0 千円
第1項 営業費用	3 5 6, 8 7 3, 0 0 0 千円
第2項 営業外費用	1 6, 6 9 1, 0 0 0 千円

支出合計

373,564,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,207,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	50,193,000千円
第1項 企業債	46,295,000千円
第2項 国庫補助金	124,000千円
第3項 一般会計出資金	813,000千円
第4項 固定資産売却収入	68,000千円
第5項 その他資本収入	2,893,000千円
収入合計	50,193,000千円

支出

第1款 資本的支出	156,400,000千円
第1項 建設改良費	139,209,000千円
第2項 企業債償還金	17,191,000千円
支出合計	156,400,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	144,013,000千円
水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	2,451,000千円
水道施設補修事業	令和6年度～令和8年度	64,257,000千円
徴収事務委託事業	令和6年度～令和10年度	12,160,000千円
受託事業	令和6年度～令和9年度	4,956,000千円

合 計

227,837,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業

44,307,000千円

借換資

1,988,000千円

合 計

46,295,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は172,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 8 号 議 案

令和 5 年度東京都下水道事業会計予算

令和5年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,203,439m
(2) ポンプ所年間揚水量	891,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,788,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	6,010,918件
(5) 主要な建設改良事業	
下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,240m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,970,000m ³
(3) 年間処理水量	398,348,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業	16,300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	370,302,000千円
第1項 営業収益	296,063,000千円
第2項 営業外収益	74,239,000千円

第2款	流域下水道事業収益	36,464,000千円
第1項	営業収益	22,519,000千円
第2項	営業外収益	13,945,000千円
	収入合計	406,766,000千円

支出

第1款	下水道管理費	355,515,000千円
第1項	営業費用	343,903,000千円
第2項	営業外費用	10,601,000千円
第3項	特別損失	911,000千円
第4項	予備費	100,000千円
第2款	流域下水道経営費	39,202,000千円
第1項	営業費用	38,782,000千円
第2項	営業外費用	420,000千円
	支出合計	394,717,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額167,521,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	下水道事業資本的収入	174,238,000千円
第1項	企業債	91,610,000千円
第2項	一般会計出資金	27,256,000千円
第3項	国庫補助金	51,068,000千円
第4項	建設収入	505,492千円
第5項	その他資本収入	3,798,508千円
第2款	流域下水道事業資本的収入	16,406,000千円

第1項	企業債	2, 1 1 5, 0 0 0千円
第2項	一般会計出資金	1, 0 0 0千円
第3項	国庫補助金	9, 8 0 0, 0 0 0千円
第4項	市町村負担金収入	4, 4 7 6, 0 0 0千円
第5項	固定資産売却収入	1 4, 0 0 0千円
	収入合計	1 9 0, 6 4 4, 0 0 0千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	3 3 6, 3 4 3, 0 0 0千円
	第1項 下水道建設改良費	2 1 7, 0 0 0, 0 0 0千円
	第2項 企業債償還金	1 1 9, 3 4 3, 0 0 0千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	2 1, 8 2 2, 0 0 0千円
	第1項 流域下水道改良費	2, 5 0 0, 0 0 0千円
	第2項 流域下水道建設費	1 6, 3 0 0, 0 0 0千円
	第3項 企業債償還金	3, 0 1 9, 0 0 0千円
	第4項 生活再建対策事業費	3, 0 0 0千円
	支出合計	3 5 8, 1 6 5, 0 0 0千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	2 3 0, 0 3 8, 0 0 0千円
下水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	1, 8 3 9, 0 0 0千円
下水道施設補修事業	令和6年度～令和7年度	1 3, 3 7 5, 0 0 0千円
下水道施設の撤去	令和6年度	5 2 8, 0 0 0千円
流域下水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	2 4, 0 4 3, 0 0 0千円
流域下水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	1, 0 9 7, 0 0 0千円

流域下水道施設補修事業	令和6年度	1, 284, 000千円
合 計		272, 204, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	86, 358, 000千円
流域下水道建設事業	1, 740, 000千円
借換資	5, 627, 000千円
合 計	93, 725, 000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は130,506,426千円である。

令和5年2月15日提出

東京都知事 小 池 百 合 子



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。